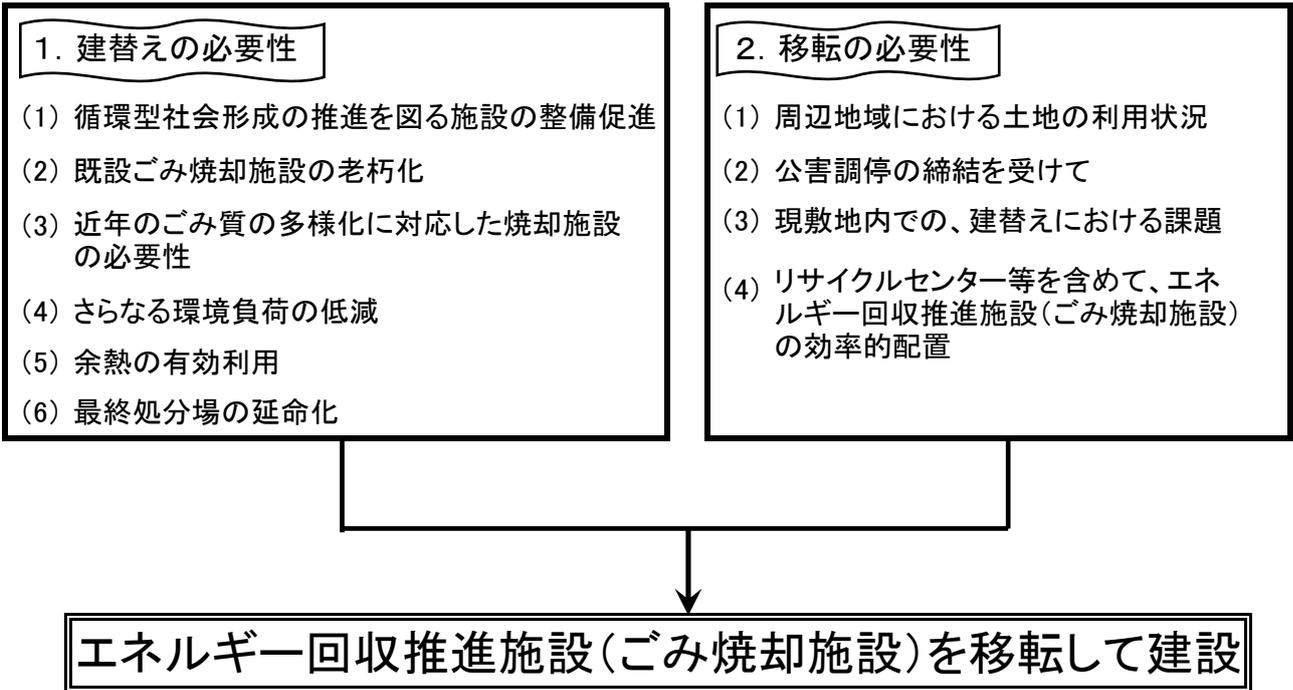


環境清美工場の現状とエネルギー回収推進施設の整備計画についての基本的な考え方

I. 奈良市環境清美工場の現状

- 本市のごみ焼却施設（環境清美工場）については、稼働後すでに20年から23年を経過し、稼働率を上げて焼却能力の低下を補っているが、今後のごみ量の推移、ごみ質の多様化に対応した焼却施設の整備が必要であります。
- また、今後も引き続き適正な維持管理により稼働させていくものの、老朽化がより進むことにより、補修期間が長期に渡ったり、不良部分が増え改修による多額の整備費を要することも予想されます。
- 現工場周辺地域における土地利用状況を昭和46年の当初建設時と比較すると、区画整理事業等による急速な都市的土地利用が進み、小学校の立地、並びに多くの住宅等が建設されてきたことから、今後、よりいっそう住環境に配慮した対応が求められます。
- 平成15年8月に、周辺の地元住民より、清掃工場の移転を求める事を趣旨とした公害調停が申し立てられ、約2カ年にわたる公害調停申請人と奈良市との協議の結果、平成17年12月にごみ焼却施設の移転建設を主旨とした内容の調停条項の締結に至りました。

II. エネルギー回収推進施設の整備計画の基本的な考え方(案)



〔まとめ〕

以上のことから、奈良市として現在のごみ焼却施設を移転し、エネルギー回収推進施設として建設することを基本方針とします。

エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の建設にあたっては、移転候補地の選定及びその周辺住民の合意形成、環境アセスメントの実施、並びに施設建設等に必要期間を考慮しますと、早急に移転建設計画の策定作業を進めて行かなければならない時期に来ております。

このため、平成17年度より学識経験者、自治連合会の代表、市民から公募した者等が参画した「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会」を設置し、諸事項について協議・検討いただきながら、奈良市として、循環型都市をめざすごみ焼却施設移転建設計画の策定を進めていきたいと考えております。

第 1 回委員会	
資料 2-1	H18.2.14

「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会」での検討事項（案）

I エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の移転候補地の選定について

1 候補地選定における基本的な考え方

- (1) 移転対象地域は、奈良市全域とする。
- (2) 移転候補地の選定条件
 - ①候補地の周辺は、300m以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住宅地群に近接していないこと。
 - ②土地利用並びに自然環境保全の法的規制内容から、住居専用地域、風致地区、災害の発生する恐れのある区域などは、原則として含まないこと。
 - ③ごみの収集・運搬効率が良い場所であること。
 - ・ごみの搬入方法として、収集車による直接搬入と、いったん中継基地（リレーセンター）に収集し、その後大型車により輸送する間接搬入が考えられる。
 - ・中継基地を設けた場合、建設費、維持管理費等が経常的に必要となります。

2 候補地選定方法について

- (1) ゾーン指定による候補地選定

広域候補地（1次選定）、狭域候補地（2次選定）として順次選定ゾーンを絞り込み、その後、比較検討により最終的な候補地（3次選定）を選定。
- (2) エリア指定による候補地選定

市内全域から候補地選定条件にもとづき、十数カ所の候補地（空閑地のエリア）を選定し、比較検討により、最終的な候補地を選定。
- (3) 公募による候補地選定

候補地選定条件を示して公募を行い、その中から最も適した候補地を選定。

これらの事項を考慮して、移転候補地の選定条件を整理し、協議・検討を進めながら、本市における最も適した候補地を選定したいと考えます。

II リサイクルセンターの併設について

- ・本市における再生資源の中間処理施設の充実、業務の円滑化、並びに循環型社会の形成を推進していくために、市民がごみ減量を学び、リサイクルの体験を行う学習拠点機能を併せ持つリサイクルセンターの建設も必要なことから、リサイクルセンターの建設並びに焼却施設との併設の是非について検討。

III エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の建設に必要な敷地面積について

- ・エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）を含めた移転する施設の内容、及び周辺での環境に配慮した環境保全ゾーンの配置などを含めた敷地面積が必要であると考えられます。
- ・その他、次回の建替用地の確保、リサイクルセンターの併設、災害ごみの仮集積地等も併せて検討することになれば、これらに必要な敷地面積を、追加して確保することの検討が必要であります。

第1回委員会	
資料 2-2	H18. 2. 14

エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の整備について

(奈良市としての考え方)

I 最新の技術革新を採用した施設の建設

(1) 循環型社会形成推進交付金制度の活用

- ・本市におけるエネルギー回収推進施設の建設計画の策定においては、環境省の「循環型社会形成推進交付金」制度の活用を最大限に図ることを基本とし、交付金要綱に沿った施設整備の検討を考えております。
- ・このため、今後、奈良市一般廃棄物処理基本計画、並びに施設移転建設計画をもとに、「奈良市循環型社会形成推進地域計画」を策定し、環境省の承認を得た後、交付金を活用し建設事業を進めていくこととなります。

(2) 「(仮称) エネルギー回収推進施設の機種選定委員会」の設置

- ・エネルギー回収推進施設の焼却・熔融方式の検討については、他都市での建設実績、並びに最新の技術革新を考慮して、検討していきたいと考えております。
- ・検討方法としては、「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会」での専門部会として、廃棄物処理の専門家が参加した「(仮称) エネルギー回収推進施設の機種選定委員会」を設けて、検討を進めて行けばと考えております。

II 周辺地域と共存できる施設整備について

- ・エネルギー回収推進施設の建設については、相当量の熱エネルギーが発生することから、余熱を利用した施設を地域の活性化対策等に生かすための検討を考えております。
- ・余熱を利用した施設の検討については、移転建設予定地の地元自治会等と「地元協議会」を設置し、その意見を充分尊重しながら検討して行かなければと考えます。

III 効率的な施設建設並びに運営のあり方について

- ・平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が制定され、既に全国のごみ焼却施設においても、数件でPFI事業手法を導入して運営されております。
- ・PFI事業手法は、施設建設費の平準化、低廉かつ良質な公共サービスの提供、及び民間企業による経済の活性化に非常に有効な手法であると言われており、今後、エネルギー回収推進施設の移転位置、並びに施設規模が概ね固まった時期において、施設の建設並びに運営について、PFI事業手法導入の可能性の有無を検討したいと考えております。

第1回委員会	
資料 3	H18. 2. 14

今後の策定委員会開催日程（案）

回数	日程	検討事項
〔平成17年度〕 第1回	平成18年 2月14日	(1) 委嘱状の交付 (2) 正・副委員長の選出 (3) 委員会の設置主旨、並びにエネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)整備計画策定に向けての概要説明
第2回	平成18年 3月下旬	(1) エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)整備計画策定に向けての基本方針(案)について (2) 移転候補地の選定条件(案)の検討 (3) 他都市における最新施設等について、事例報告
〔平成18年度〕 第3回	平成18年 5月下旬	(1) 奈良市一般廃棄物処理基本計画の説明 (2) 移転候補地の選定(1次選定) (3) 施設の規模設定について
第4回	平成18年 7月下旬	(1) 移転候補地の選定(1次選定) (2) 他都市の施設視察について
第5回	平成18年 9月下旬	(1) 移転候補地の選定(1次選定まとめ) (2) リサイクルセンター等の併設について (3) 施設の建設に必要な敷地面積について
第6回	平成18年10月下旬	(1) 他都市の施設視察 ※ 県外・県内の他都市の施設を視察予定
第7回	平成18年11月下旬	(1) 移転候補地の選定(2次選定) (2) 地域と共存できる施設整備について
第8回	平成19年 1月下旬	
第9回	平成19年 3月下旬	(1) 移転候補地の選定(2次選定まとめ) (2) 中間報告

※ 開催日程並びに検討事項については、あくまで予定スケジュールであり、委員会での進捗状況、検討事項の追加等により変更することがあります。

〔平成19年度の予定〕

- ① 平成18年度に引き続き、策定委員会を開催し、協議・検討を進め、「奈良市エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)整備計画」の策定を完了出来ればと考えております。
- ② 開催予定としては、2箇月に1回程度(年約6回)の開催を考えております。